



## ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

我々を取り巻く環境はますます変化しております。まだまだ難問が山積しておりますが、まずはこうして無事に新しい年を迎えることが出来たことを感謝いたします。

コロナウイルスや国際情勢の混乱、それに伴う石油価格の高騰や円安、インフレ等は、我々のインテリア業界にも多大な影響をもたらしました。今年は積極的に課題に取り組み、一日も早く明るい話題を共有できるよう、日本カーテン協会一丸となって取り組んで参りたいと思っております。

今一度、皆様方に更なるご協力をお願いいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しく願い申し上げます。

理事長 岸 勘治

## 協会理念

1. 私達は、カーテンを通じて、常に地球環境に配慮し、人々の生活に感動と豊かさを与える努力をします。
2. 私達は、自立心を持って、常に自らを磨き、感性を高め、開発力、生産管理力、品質管理力、納品管理力を高めます。
3. 私達は、カーテンの国内製造業に関する諸問題の解決、地位の向上と技術の向上を目指します。
4. 私達は、関係先と相互に情報交換し、知恵を出し合い、共通の課題と問題解決のために協力します。

## ーグリーンエネルギー戦略ー

「建築物分野の省エネ対策の徹底を通じ、脱炭素社会の実現に寄与」

出典：グリーンエネルギー戦略 中間整理からの進捗令和4年1月24日国土交通省総合政策局環境政策課

※窓に関連する項目を抜粋

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangvo\\_gijutsu/green\\_transformation/pdf/010\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangvo_gijutsu/green_transformation/pdf/010_03_00.pdf)

## 住宅・建築物分野におけるGXの実現に向けた取組について

※GX（グリーントランスフォーメーション）とは、温室効果ガスの排出原因となっている化石燃料などから再生可能エネルギーに転換して、経済社会システム全体の変革を目指すことです。

### ■目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与

- 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減（2030年度）

### 2050年カーボンニュートラルに向けた取組

#### 【2050年】

- ストック平均で、ZEH・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）水準の省エネ性能の確保を目指す

#### 【2030年】

- 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

### ■省エネ対策の加速

<現状>住宅・建築物の市場動向等

- 注文住宅に占めるZEHの割合は大手住宅メーカーでは56%。一方で、一般工務店では9%にとどまる。
- 新築におけるZEH・ZEB、LCCM住宅等の省エネ性能に優れた住宅の建築、省エネ改修、非住宅や中高層の木造建築物など、住宅の省エネ化等に資する関連市場の拡大が見込まれる。

## ■ 省エネ性能の底上げ

### 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施

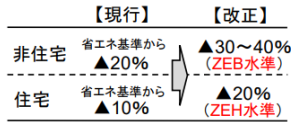
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m <sup>2</sup> 以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
300m <sup>2</sup> 未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

## ■ より高い省エネ性能への誘導

### ① 誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等  
[省令・告示改正]  
一次エネルギー消費量基準等を強化  
[2022年10月]



### ② 住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 建売戸建  
注文戸建  
賃貸アパート

【改正】 分譲マンション  
を追加

[2023年度]

・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示  
・ 必要に応じ、勧告・公表・命令



[2024年度]

■ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

<背景・必要性>

○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速

○ あわせて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与

<法案の概要>

1. 省エネ対策の加速【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け(現行は中大規模の非住宅)

※十分な準備期間を確保

・ トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導

・ 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

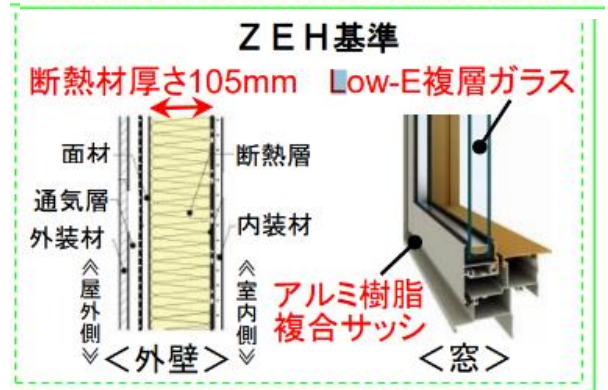
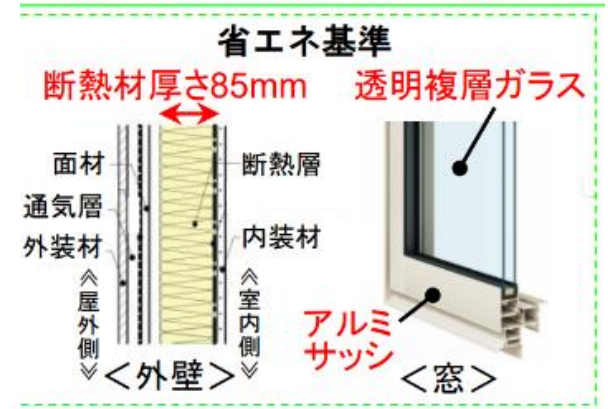
・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設

・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入

(※窓については断熱性能の重要性とメリット、日射熱取得率のメリット・デメリット、軒、庇、シェード、カーテンといった住宅のデザインや工夫などの効果説明等)

・ 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化

戸建住宅の外壁・窓の断熱仕様例(東京の場合)



※印は別途挿入

※本年度から会員たよりの発行は月1回に変更させていただきます。(事務局)

## 価格交渉促進月間（2022年9月） フォローアップ調査の結果について

令和4年12月23日

出典：中小企業庁 <https://www.meti.go.jp/press/>

エネルギー価格や原材料費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しました。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけるため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。

● 上記取組の成果を確認するため、各「月間」の終了後、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施し、これらの成果を取りまとめました。

### 【繊維業界】173社の取りまとめ

#### ■直近6ヶ月間の価格交渉の状況

- ・コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらえた。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。・・・70.5%
- ・コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。・・・6.4%
- ・コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。・・・9.2%
- ・発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。・・・6.9%
- ・発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。・・・5.2%
- ・取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。・・・8.9%

#### ■直近6ヶ月間の価格転嫁の状況〔コスト全般〕

全体転嫁率=48.7%

内訳

- ・10割・・・15.6%
- ・9割、8割、7割・・・22.0%
- ・6割、5割、4割・・・18.5%

- ・3割、2割、1割・・・18.5%
- ・0割・・・13.9%  
(費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ・マイナス・・・4.6%  
(費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ・コストが上昇していない為、価格改定不要・・・6.9%

#### <下請Gメンヒアリング等による生声>

【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

- 継続受注品の価格の見直しは、過去の価格を踏襲するという繊維業界の暗黙の相場観が強く、これまでは出来なかったが、原材料の綿の上昇分について値上交渉を行い、2022年秋から要求額の8割程度の値上げを認められた。
- 直近の価格協議では、前年同期比約2割の値上げを実現でき、コスト上昇分の100%を価格に転嫁することができた。
- その月の原糸価格相場で価格決定しているため、原材料費変動分は全て価格転嫁できている。エネルギーコスト・運送費・労務費の上昇分については、過去は2年に一度価格交渉していたが、現在は3～6ヶ月毎見直しができている。
- ▲2022年夏、秋と2度にわたって価格改定が行われた。しかしアップ率は自社の要望にはほど遠く、価格改定を行ったという事実をつくるために実施したような印象である。
- ▲自社は縫製工場であり、原材料に当たる生地などは親事業者からの支給となる。仕入れる材料は縫製時に使用する縫い糸などがあるが、材料比率は低い。主に加工賃の見直しを要請するが、考慮してもらえても希望する加工賃の1割以下しか認められていない。
- ▲原材料の価格改定は、都度交渉し両社協議のうえ価格改定している。最低賃金アップに伴う労務費アップ分については、なかなか認めてもらえない状況である。